

1. 件名：廃止措置に関する事業者ヒアリング（浜岡原子力発電所 保安規定変更認可申請）

2. 日時：令和3年1月19日（火） 10時30分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者（※1…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官※1、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、止野上席安全審査官、土居安全審査専門職※1、櫻井安全審査官※1

中部電力株式会社：

原子力部 品質保証グループ長他10名※1

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※2 音声認識ソフトにより自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発信者により確認はしていません。

6. その他

提出資料

- ・ 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について【浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更等】

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁のミキヤです。それでは今日のヒアリング、中部電力の浜岡原子力発電所の保安規定のヒアリングを始めたいと思いますので、まず資料の確認から中部電力様、お願いします。
0:00:16	10 年のマツオカですちらのは確認させていただきます。本日資料として透水応援していますと原審／聖書現象施設の保安遠方で一括申請という形は現地の盤免除 1 条
0:00:32	原子炉のほうに見れば原子炉入らせていただきたいとユニボンや申請書への反映ミウラといったような問題がっす。
0:00:40	資料はいろいろございますが、説明もお願いいたします。
0:00:46	はい、中部電力本店原子力本部原子力部品品質保証努力の右側でございます。
0:00:53	主に本日は御説明の機会をいただきありがとうございました。昨年 12 月 11 日に変更認可申請をいたしました浜岡の原子力可能と原子炉達成章原子力施設保安規定の検討内容についてですね。
0:01:09	12 月 23 日に面倒はさせていただきましたけれども、その結果を反映した資料を用意いたしましたので、この資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。図面については当初のマツオカのほうからまず聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
0:01:28	はい、地中波のマツオカです。まず初めに、全体ですね、ヒアリングにおきまして、以降いただきました箇所について、弊社の考え方をまとめましたので、勾配させていただきます。一般に保安し原子炉文章法案心配における審議事項店舗運営につきましてについて回答させていただきます。
0:01:50	資料の 11 ページを御確認ください。
0:01:54	です。
0:01:58	こちら、下段のところ汚染申請内容について追記いたしましたので、商売させていただきます。
0:02:06	傍証年後ところにも箇所については、今のように表現を変更したいと思っております。
0:02:14	本申請の内容でございますと、当該の大容量何々問題かすにつきましては、改めて保安審議会で審議にかけると、それで随契遮断パッケージを審議事項に該当しないとしておりましたが、
0:02:29	オペレーター、今のように構成考えでもいいです。
0:02:33	初め保安信頼審議し、バックにした結果にしたらいんじゃないんだ、軽微な事項は審議事項に該当しないということをされると思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	こちらのほうも委員としては、
0:02:44	当初の申請令和限度書店手続きを定めた経営陣とは心配とスメクタイトましたが、諸点手続きの表現は保安審議会の審議事項とは別に定めることができるまでは考えられるため、適切な表現に修正いたしました。
0:03:03	当面今のところにポンプの通り補正を考えております。
0:03:09	こんなお作りにページにおきまして、こちらの
0:03:13	という意味ですね、プロセスについて、ちょっと飛ばさせていただきます。
0:03:20	規程の第3条5.5 ミリオンの抜粋でございます原子力本部長は原子力ちやう組織内のコミュニケーションを高めに推移していくと、及びその的公正に事故あるコミュニケーション等整備計画の定めますね。
0:03:36	三つマネー要するに構成メンバーと情報交換を行うと定めております。
0:03:43	大ざっぱに利用して審議会において審議付与できるように2月以降、定めるプロセスといたしましては、ハーグ保安審議会における審議を行いますと剥がれ運用変更の内容を審議を整理を行います。
0:03:59	点検用トンネルもあわせてRicouについてその考え方みたいな内容について保安上問題ないかを審議して寺委員長及び委員総意として利用するっていうのをスタートしております。
0:04:13	それに基づきまして、何を見て総合的に改正でちゆこちらナンバリングを変更することとやっています。
0:04:21	保安審議会における審議経過時のここにペーパー資料に従いまして、
0:04:27	おはようす審議会をすぐ水門の指定について整理します。予算レベルじゃない表層だけ海水にフォーカスするというのは、それに outcomes 。
0:04:39	大雨のせいなのですね、構造材の文書につきましては、新たに保安審議会でも審議し、確認させていただいた目減りスポというふうな表現にしております。なお、本件に関する御安心できるように傾斜面について追記してまいりましてページ
0:04:59	もう今は五つに分けてございます。
0:05:03	次の13ページをご覧ください。
0:05:07	こちらにつきまして、前回の資料におきましては、一歩進めしておりますが、日をこれまでの保安整理具体的な例として多すぎさしていただいています。
0:05:19	まず一つ目のほうで整理をして近傍のいたしましては、今回の補正をバイオ推薦内容になります。第7条に家する条文の。
0:05:30	ギャバンの言語、
0:05:31	これらの反映がございます。
0:05:34	二つ目の組織名称の変更をこちら文章援護者変更ないものでございますが、こちらは約4杯よ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:45	水平面を予算にいろんな通知の名称の変更を行ったものが該当していると思っております。
0:05:51	三つ目といたしまして号線法令の改正により引用文庫こちらは第 89 いっぱいに満たせ現象と整合の条文番号の変更を反映した際の
0:06:05	考えております。
0:06:06	2 日目のテーマを
0:06:09	情報はもう平行くみ上げる作業につきましては、110 万円まして、安全文化の育成部のヤマモトは、
0:06:20	の案件を及び低汚染駐車場が 2 段に売り上げが採用をさせております。そのために戻しまして、今般の 2000 年どこっていう名簿の中にあります。ANS／Ⅲ層上部ピットの反映ということで、
0:06:38	その名称の変更そのものは反映する場所というのを想定しております。
0:06:43	こちらのですね、運用変更につきましては前回もふやしまして、資料修正をさせていただきました。
0:06:51	続きまして検討を正確に本以下新生児メンバーにつきまして説明をお願いいたします。
0:07:01	中部電力浜岡の山本でございます。それでは第 2 編につきまして前回 12 月 23 日にヒアリングでコメントを受けました。件について説明させていただきます。
0:07:17	まず第 2 編の第十二条についての説明でございます。資料の 3 ページをご覧ください。次の 3 ページに第 2 条退出送水施設設備等の供用終了確認という項目について、
0:07:37	変更かける旨の記載がございます。前回のヒアリングからの変更箇所といたしましては、STAR にですね、第二段階の原子炉領域周辺設備解体撤去期間中に汚染の除去工事を実施する設備についての表を
0:07:54	続いて、こういうのと、あと、
0:07:59	使用済み燃料プールの削除についての記載の追加。
0:08:04	次が 5 ページになるんですけども、そちらにですね、Ⅱ措置計画の変更で性能維持施設から削除を審査基準に照らして当削除できるものについて、こちら廃止措置計画の
0:08:21	変更の際の資料を今回補足の説明資料として追加したものでございます。
0:08:29	それでは、ちょっと大臣に常任の変更内容について説明させていただきます。
0:08:35	こちらテーマ変更理由につきましては、別紙のほうに詳しく書いてあるんですけども、まず子店の 3 ページの説明資料の内容を説明させていただきます。この条文としましては、解体撤去工事または統制の除去工事を行う場合は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:55	対象施設の設備等の供用終了は、確認が終了していることを確認するという項目になってましてただし書きとして書き措置計画で定める性能維持施設に加え、原子炉圧力容器及び
0:09:11	使用済みペレット貯蔵プールの機能を維持した上で、汚染除去工事を実施することができるという変更に変えると内容となっておりますので、このうちですね、及び使用済み燃料プールという記載をして申請したんですけれども、
0:09:29	こちらの燃料貯蔵しようと燃料貯蔵プールにつきましては当然野尻工事を実施する可能性のある設備として記載しておったのですな汚染の除去工事を行う予定がないことから補正にK削除したいと。
0:09:45	考えております。
0:09:51	耐措置計画で定める性能維持施設に加え原子炉圧力容器を追記しておるんですけど、こちらにつきましてはさらに追加し
0:09:59	どう。
0:10:01	本規程第 15 条の規定の表の中にJAスズキ汚染の除去工事を実施する設備として原子炉圧力容器が記載されておりますので、今回こちらにただし書きとして、公園といたしました。
0:10:17	こちらがこれ廃措置計画の変更でどういう理由で外れたかというところにつきましては、先ほどお話のP5 ページに追加した廃止措置計画変更認可申請書の概要の説明資料の中の下から三つ。
0:10:35	数名の認証が作る気のところに理由としては記載してございます。
0:10:42	別紙の資料の 4 分の 1 ページをご覧ください。こちらの資料も前回のヒアリングを受けまして反映に係る評価の記載を見直しております。代入時 12 条のところの圧力容器の
0:11:00	僕の説明ですけれども、こちらの記載を
0:11:05	見直しておりますて、廃止措置計画の審査基準に従い、厳守廃止措置計画で定める性能維持施設から除外することとして、今申請中であります。一方性能維持施設から除外することにより、今年度内に計画している汚染の除去工事を実施するため、
0:11:25	では、考慮した場合は、供用終了手続きが必要となってしまいますので、現在の本プロセスを継続するとの連続性を確保するためにKと原子力圧力容器につきましてはただし書きに記載させていただいております。
0:11:43	この減圧くつつく容器ですけれどもその他みずから定める設備として機能を維持した上で汚染の除去工事を実施する計画であることから、今回こちらのほうに反映することといたしました。
0:11:55	第十二条の説明としては以上になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:00	続きまして、所これも前回のヒアリングの中で出た質問。
0:12:07	昨日中南米のようなんですけれども第 62 条に定める設備から科医措置計画で定める性能維持施設に変更している箇所について、対象の設備が変更されても問題ないことを説明。
0:12:23	するということなんですけれども、こちらの対象となる条文といたしましては、第 23 条の第 61 条が対象になるとなりますので、資料で申しますと、
0:12:42	別紙の 4 分の 1 ページ、こちらに 23 条の記載がございまして、ここの反映に係る評価の部分の記載を見直しております。
0:12:56	記載としましては、敗訴地形をまず第 23 条のほうですけれども、配送計画で定める性能維持施設の変更に伴い、これ線上の維持施設から除外される設備があるんですけれども、こちらにつきましては、廃措置の進捗や、
0:13:15	設備の改造により、昨日の預金が不要になったもの、あとは仕事に対象となるプロセスについて機能維持するものとなっておりますので、ここからもともとあった範囲から対象範囲は減っておるんですけれども、保安の確保上の影響はないと評価しております。
0:13:37	続きまして、次のページの 4 分の 2 ページに 60 代 61 条、5. につくったの記載にも同様に、62 条。
0:13:51	60 に定める設備から廃止措置計画で定める性能維持施設に変更しているかそこがございます。こちらの反映に係る評価の記載も見直すっております。こちらにつきましては、もともとは安全上重要な機器等のうち第 62 条に定める敗訴
0:14:11	対象設備という記載、これを変更後は廃措置計画に定める性能維持を維持施設ということに見直すっておりますので、もともとの変更前の倒壊相反一体設備よりも対象としては増える形になります。
0:14:28	それについて反映に係る評価の欄に理由を記載しておりまして、廃止措置計画に記載の性能維持施設のことである。この表記については配送計画に記載の性能維持施設のことで温めも反映としては問題はありません。
0:14:47	なお、
0:14:50	炉規制法の改正によって、今回廃止措置計画の添付 6 にあったものが本文の 6 人制の移設して定めることになりましたので、今後設備に関して何らかの改造工事等を行う場合につきましては、はい措置計画の変更申請が
0:15:08	必要な方認識しております。スズキでおってですね、性能維持施設の工事においては、廃止措置計画の表 6 の今許可通りと記載しているところについて変更になる可能性があるということで確認が必要であると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:25	ということで、こちらの項目といたしました設計及び工事の計画の策定の段階で、当日そこに変更があるかないかの確認をするということで記載をすることといたしましたこのAと記載になっております。
0:15:42	なります。最後に
0:15:49	クリアランスの第 3 建屋を同席したことで管理区域の
0:15:57	変更点とへんついカーについての記載についてもうちょっと具体的に資料に記載してくださいというヒアリングでのコメントを受けまして、こちらにつきましては、説明資料の
0:16:17	同ページ、10 ページに肛門痛第 2 編の
0:16:26	／台いっぺんの添付 2 サイト第 2 編の添付 2 のことも管理区域図、こちらに
0:16:35	の保健記載を変更しております。変更の内容といたしましては管理区域図にクリアランス第 3 建屋を汚損を汚染の恐れのない管理区域として追加するということで、実際に今回見直したのは変更理由のところに、
0:16:51	もうちょっとあのその背景を詳しく書いてございます。実質記載ですけれども、解体工事の進捗により放射能濃度確認対象物、こちらの発生量が増加しまして、実機で測定できる物量に
0:17:09	今、限りがありますので、今回測定装置を増設して測定作業のほうを実施することになりました。これに伴いまして、クリアランスの認可申請書に記載の測定いやを増設する必要があるまして、増設した場合、造成すると統制の恐れのない
0:17:28	管理区域を設定しなければいけませんので、今回の変更で追加しております。
0:17:37	以上前回 12 月 23 日のヒアリングでコメントを受けた部分についての説明になります。
0:17:46	以上です。
0:17:47	はい、規制庁のミキヤです。御説明ありがとうございました。そうしますと大きく分けると、
0:17:54	軽微な変更の話とそれ以外の廃止措置っていう形でしょうかね。
0:18:00	ですのでちょっとまずはじゃ警備なあ。
0:18:02	話から、まず何か難しい審査、
0:18:08	じゃあ規制庁の止野です。軽微な変更に関するところから何点か確認をさせていただきたいと思います。
0:18:17	今回その第 6 条のただし書きを修正をするという補正の御説明があったんですけど、確認なんですけど、第 6 条の第 2 項括弧さ、その他保安審議会で定めた審議事項に関する変更についてはどうする予定なんですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:41	はい、中部電力のマツオカ閉止へ統合防災ですね第 6 条第 2 項(3)及び第 7 条第 2 項につきましての記載がございますので操作場所につきましては今回示させていただいた補正内容の方で修正を予定しております。
0:18:58	以上です。
0:19:00	はい。第 6 条第 1、(3)とどうぞ。
0:19:09	よろしいですか。
0:19:15	規制庁の止野ですけれども、音声聞こえてますでしょうか。
0:19:21	中部電力さんの事例にマツオカせ、
0:19:25	音声聞こえてました。
0:19:31	一方で違うでしょ。
0:19:33	ある止水どちらを入れますでしょうか。なんかちょっと改正の渋滞が悪いでしょうかね、市の声は聞こえておりました。
0:19:48	一部における電力のマツオカです。
0:19:51	聞こえておりました。はい、今聞こえてますが、
0:19:57	はい。
0:19:59	予算をした土地でも見れてしまったかもしれません。
0:20:03	今、
0:20:07	リスクを減らしてきたやつ。すいませんと。
0:20:13	中部電力のマツオカですけどこちらどうしても様の御質問は第 6 条第 2 号／3、
0:20:21	いうところについて同じような反映しないのかというご質問だったと思いますがそれじゃでよろしいでしょうか。はい。
0:20:30	はい。そちらにつきましては、今回実現させていただいており、補正内容と同様にですね、第 6 条第 2 項第 1 のオサート当該箇所及び第 7 条第 2 項に、どういうふうに記載がございますので、その 3 ヶ所につきまして、と同じように育成する予定でございます。以上です。
0:20:50	原子力規制庁の止野です。同様に改正をするという補正をする予定であるということとは了解しました。トピックもう一つ確認なんですけど、ライナの第 2 項に従前からただし書きで、
0:21:05	保安運営審議会で定めた軽微な事項を審議事項に該当しないというものがあります。これを今回改めて記載ぶりについて修正をするのは、この警備事項の審議事項というのを運用変更する中、
0:21:22	そうではなくて、何か別の理由があるのか、このままでこのままの記載ぶりではなかなか行けない理由があるんでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:34	はい、中部電力の松岡です。まず、運用変更につきましては、ベントの変更はございません。これまでと同様ですね、保安運営審議会で審議した事項について、
0:21:48	現行の再ISOにご案内審議が定めたというような記載になっておりましたが、東海第2条ですね、追記するに当たりまして、より正確な
0:22:01	期待にすることということで、同様のPaの伝えよう名簿をつけております。運用としては変更はございません。
0:22:11	規制庁の止野です。より正確な記載内容の記載という意味がよくわからないので、より正確なところを教えてください。
0:22:21	はいと中年のマツオカです。現行のサービスと保安上心配で定めた関係理事候補とも代行第7条のほうに記載しておりました、そちらのほうはSTにつきましても、先ほどの概要説明資料で御説明している保安審議会と同様の手続きと。
0:22:41	思いませんみたいで審議を行った後、内部コミュニケーション的に改めて定めるというふうな手続きを踏みますので、
0:22:51	両方とも第4条依頼内容につきまして、最大審議を縛り購入者決定したら定めるという表現に、
0:22:59	変更したいと考えております。
0:23:03	確認なんですけど、警備事項を定めるのは誰なんですかどこなんですか、教えてください。
0:23:17	中部電力のミツオカです。もう保安審議会或いは保安上審議会で立地審議してきます。その決めた内容を大体コミュニケーションテレビでルール化しました。
0:23:29	保安審議会も委員長は原子力部長については審議会では終わってすぐ長が委員の皆さんの意見を聞けない。
0:23:39	寄付内容を資料だけでそう決めた結果に従って、
0:23:45	何本でちょっと引っ張ってさっき同じ現象部署ですので、原子力部長が決裁することになります。以上です。
0:23:53	それは保安運営委員会から審議会なり法案審議会が定めたとはないというか、それは違うってことで直されるんです。
0:24:05	審議がホリする場と実際に文書でルール化しちゃうところが違いますので、そのプロセスを分けて、本来、表現の見直しを行ったということになります。
0:24:23	わかりましたら、これが背が正直直す。
0:24:28	いい意味というか回りくどい言い方にわざわざなおされてる気もするので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:35	現状で何が何がちょっとそごが生じているのか私正直理解がまだできてないんですけど。
0:24:46	審議の場かちゅう電力ミツオカです。審議の場みたいなんですけれども、
0:24:54	ルール化するのは起振及びQMS文書でルール化しますので、
0:24:59	都合計画に
0:25:02	ちょっと、
0:25:03	というのが実際のところですよ。
0:25:06	わかりました。それはあれですから中部電力さんオリジナルの言い方になるんですか。
0:25:12	いや、これはどこの会社も同じだと思いますけれども、
0:25:17	／表現どこまでこだわって答弁するかちゅう問題だと思いますけれども、そこ中部電力としてこだわって書いてるってということですか。
0:25:28	中電工ミツオカ実家屋その通りです。
0:25:32	とりあえずわかりました。私は以上です。
0:25:36	規制庁のミキヤでcause規制庁の土井ですけれどもよろしいでしょうか。
0:25:43	はい。お願いいたします。今の議論の中で原子力部長と方案審議会の委員長というのが同一の方だと思えるんですけども、どこで使われていたんですけども、
0:26:00	そこは何でしょう、今後原子力部長として、職員を行うのか審議会の委員長で行うのかっていうのは、特に分けられてないというようなことなんでしょうか。
0:26:18	そうはい中部電力の松岡です。保安審議会の委員長としてはですね、要するに現状委員長だけですね、委員長として販促として二倍ぐらいでよろしい場合の皆様を御意見も取り入れながらCDOがいっぱいいます。
0:26:36	あと、とりつい 2000 ございますが、保安原子力部長としてですね。香南 5 日ステーション手引きの決裁を議論を行っています。
0:26:47	そこは明確に役割を上げて実施しています。
0:26:51	はい。
0:26:52	そう。
0:26:55	そうするとそれは審議会の中で審議確認とあるんですけどもその審議して確認するっていうのはあくまで委員長というような所委員長としての職務で行うというようなことでよろしいでしょうか。
0:27:12	ネットマとか、そういう理解で合っております。
0:27:18	回答ありがとうございました。あともう 1 点教えていただきたいんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:25	6号の第1項第2項ですかね。ええと保安審議会の所職務植物というかですね役割として、審議っていうものと確認というものがあるかと思うんですけども、
0:27:42	今回、軽微な事項で省略されるっていうのはフィーだけを省略されるのかそれとも審議とか確認と両方省略されるのか。
0:27:56	条文の内容と説明とでちょっと何か違いが見られるようなんですけども、考え方としては、どこまでが省略の対象になるんでしょうか。
0:28:06	中部電力の松岡です。で審議事項が該当しないとしておりますので、実際にはですね。
0:28:17	特にこうやったほうが行われるというふうに考えております。
0:28:24	はい。
0:28:25	実際ですね／おそらく保安規定の変更に書き直させていただいた際は経理事項で炉心が該当しない事項とそれからオハラ図で審議事項として、通常のレシピで推薦する内容等が合わせていくところには記されると思います。
0:28:42	その随契日本につきましては審議事項じゃないですけども、同じ入射安示す範囲の確認というものを有していたんや一般とあります。以上です。
0:28:56	中電のミツオカですと訂正します。審議とかグリーンと
0:29:00	段波波は分けて考えるんじゃないかって、
0:29:04	審議しております。今方針が決めるという意味で確認という言葉使ってるんですけども、だから警備事項だけ裏／規定の申請内容の場合には、特に審議会は2億にしないで、
0:29:22	知ったルールに従って決裁手続きをとって新設することになります。
0:29:30	以上です。
0:29:33	御説明ありがとうございました。
0:29:42	規制庁の
0:29:45	ミキヤですけども、今、最後のちょっとお答えは、結局時資料12ページ目で、
0:29:54	審議し、確認するということの両方を警備では省略すると。
0:30:01	ということですね。
0:30:04	はい、中部へのアドバイスをございます。
0:30:09	それが今回記載ぶりが変わるについて最初市の方からいろいろと確認させていただきましたが、
0:30:19	この中にもう運営委員会の審議事項の規定。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:26	ちょっと今手元に官報がないんですけれどもあるんじゃないか、例えば保安運営審議会のその他のうち、その他の事項は別途初回の運営委員会で定めた事項とかなんかそういう書き方があったように記憶してんですけども。
0:30:42	要はそういったところも審議の上で別途、
0:30:46	ごめんなさい審議し、確認した結果に従って定めた何とかとかそういう書きぶりに直していかれるということですか。
0:31:00	類似する中部電力のほか、どうぞ。
0:31:05	どうぞ。ヤマモトさんの繰り返しですけども、類似するところもすべて直していくと。
0:31:12	いう理解でしょうか。
0:31:19	井上良サチ子
0:31:22	そう。
0:31:23	オンサイトの中間である中部電力ミツオカでした。
0:31:28	類似の箇所は横並びで表現はします。
0:31:32	規制庁のミキヤです。それが先ほど 3 点あるとおっしゃったところしか類似の箇所がないという理解ですか。
0:31:42	中部電力マツオカでその 3 ケ所でございます。
0:31:48	その他の事項につきましては、発火議題に確認するという主体は内で行いますと 14 条。
0:31:56	109 条、27 条、ここで言っていますが、そちらにおきましては青い心配の確認を受けるという記載は定常発表しております。
0:32:06	そこにつきまして、現況同様の表現で問題ないと思っています。先ほどの 3 ケ所のみをしたいと考えます。
0:32:15	以上です。
0:32:16	はい、規制庁の池谷です。なので、審議会で定めた事項みたいな定めた審議会が定めたっていう書きぶりのところが 3 ケ所しかないということですね。
0:32:30	はい、そう東電が起こす
0:32:34	わかりました。
0:32:36	はい。
0:32:41	規制庁の土井ですけどもよろしいでしょうか、ほぼ
0:32:47	はい。
0:32:48	今のミキヤの質問の中で、質問の回答の中で別の箇所には、確認事項を行うってというような記載が残ってるっていうかあるというようないろいろなお話だったんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:06	その別の項目のところは確認を得る必要があるんですけども、この保安規定の変更に関しては、確認の必要がないというような
0:33:18	考え方を更新というようなことなんでしょうか。
0:33:24	中部電力の松岡です。先ほど例示で挙げました 4 ヶ所につきましては、例えば 14 条におきまして、
0:33:34	本件はですね伊佐見変更ですとか 17 条の保安とうイメージつきます保安更新内容につきましては、保安上審議会でパッと見ていまして、こちらについては同様に變更してございます。
0:33:49	勾配、第 6 条及び第 7 条で保安規定の取りつけについている事項というのを定めて想定事項に当たるものについてはプリン及び市議が不要というふうな記載に変更しようと考えております。
0:34:03	以上でございます。
0:34:08	当期慶長の土井です。ありがとうございました。
0:34:13	そうするとこの 67 条が審議とか確認と両方省略するということなんでしょうけれども 7 条については先ほど機能への質問の回答の中で特に運用の變更ないというようなお話だったんですけども、7 条についても以前から確認まで、
0:34:32	不要としてたというようなことでしょうか。
0:34:36	一方、
0:34:37	その上のマツオカです。そういうのがあります。
0:34:48	当期
0:34:51	土井です。私からは以上ですありがとうございました。
0:35:05	こちらは軽微な話は、
0:35:09	よろしい。
0:35:10	ちょっとお待ちください。
0:35:15	計画。
0:35:19	はい。
0:35:21	はい。
0:35:22	はい。
0:35:26	はい。
0:35:34	。
0:35:36	ホリさん。
0:35:41	会フジモリですけど続けてください。
0:35:44	今ちょっと軽微な事項の審議が終わったところで、規制庁からじゃ経理はよろしいですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:52	はい。
0:35:55	じゃあ続けて廃止措置の関係ですけれども、じゃあ私とミキヤの方からちょっと1点確認、今日の御説明にはなかったんですけれども、
0:36:05	資料の最終ページの
0:36:09	ページ数枚つくり4分の4と書いてあるところです。
0:36:13	ここで、この最後のところの第3項のところでの運転フロー。
0:36:20	の工事が行われる場合は廃止措置の維持施設の方の支障がないようにと。
0:36:27	いう記載があるんですけれども、
0:36:29	今後等、はい数値側での記載ぶりに少し差異があるんじゃないかなと思って いるんですが、何か書き分けていることってありますでしょうか。
0:36:43	具体的には、まず先にも具体的に戻してしまうと、災害2点あるかなあと思っ ています。
0:36:51	1点目が、保安規定のほうでは、
0:36:56	運転号炉の工事という形で、
0:37:00	入っておりますが、廃止措置側では、もうちょっと細かく3号4号とか、あと共 用設備に係る工事とか工事をより具体的に記載しています。
0:37:15	こんな同じものを指しているのかも含めてちょっと確認をしたいというこ と。
0:37:20	あともう1点なんですけれども、
0:37:29	保安規定側でいえば性能維持施設の維持管理に支障をきたさないよう管理す る。
0:37:37	工事の管理の話を具体的に書いておりますが、廃止措置側では具体、
0:37:45	性能維持施設と書いてないんですけど、保安のために必要なすべき機能に影 響を与えない与えないことを確認した上で、ほぼ自分実施するという書きぶり になっておりまして、
0:37:59	そこのちょっと違いについて教えてください。
0:38:07	中部電力浜岡の山本です。一つ目ですけれども、
0:38:15	本当にどちらも実際に同じことを言うておりますのは確かに記載としましては、 廃止措置工事側のほうがより具体的に書いておるんですけども、一つは保安 規定類系ところの、はい。どう変わるものではございません。
0:38:32	二つ名も同様にですね、記載は
0:38:38	もう違う記載のような感じになっているんですけどもいい案としてもやると時行 為といたしました同じような、同じことを意味しております。以上です。
0:38:56	はい、規制庁のミキヤです。書き方の詳細どうは違うけれども書いている意味 合いは一緒だと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:06	ということですね。
0:39:08	廃止措置が一番ちょっと二つ目のところが、あえて書き分けているのではないかなあとちょっと思ってしまうんですけども、
0:39:17	具体的には工事を事前に影響を与えないことをきちんと確認した上で実施するという書きぶりに対して、単に市長きたさないよう管理するといったことで、そこはちょっと記載ぶりが違うように思うんですけども、
0:39:32	これ、この記載で同じことを説明している。
0:39:36	ということですか、使用確認ですが、
0:39:53	中部電力浜岡の山本でございます。どちらも先ほど説明しましたようにも同じことを統一しておりますのでですね、
0:40:08	はい、大きさがちょっと違うことになっているのでこちらについて合わせたほうがいいっていうものをCのであれば、
0:40:19	ページがいいかなと思っております。
0:40:24	一つちょっと私はわかりました。はい。
0:40:28	このかけほかに規制庁側から何かありますか。
0:40:40	すいません。規制庁ツカベですが、ちょっと同じところになるんですけど。
0:40:47	そもそもの住民以上っていうのは、
0:40:50	南端にあるのかなと今回削除され、
0:40:55	皆で
0:40:58	次の4分の3ページ目を見ると倍かかるところで、
0:41:05	条文は県民施設のことですよ。
0:41:09	はい。
0:41:10	誰っているんですが、
0:41:12	ただ、変更前もらう。
0:41:15	よくなっページ目のほうで、
0:41:18	潤滑油等、
0:41:20	危険物を貯蔵する施設というような表現もあって、
0:41:26	これは別に、すいません。
0:41:28	一節
0:41:30	だけではないような気もするんですけど。
0:41:35	以上はそういう位置付けのものだっていうのは、
0:41:40	正確な表現なんでしょうか。
0:41:57	失効させ、
0:42:22	中部電力浜岡の山本でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:28	表題が第 62 条の今の表題が性能維持施設の維持管理というのが適切かというお話なんですけれども、今回条文としては、もともと書かれていた記載が
0:42:47	61 条に基づいて管理するという形になりましたので抜けてしまいましたが、
0:42:54	先ほど話が出てもともと第 3 項に書いてあった運転号機の作業に起因する、維持管理についてはということで書いておりますのはここにより売り上げと実際に対処する。
0:43:11	その対象とした運転段階の工事、運転中の元素性格工事が廃掃ちい側の場所で施設内で行われる場合について書いておるんですけれども、その工事によって廃止措置計画で定める性能維持施設に
0:43:31	もう 1 管理に市長来たそうなことから、だめとしてはこれがグレーっていう優位の令和と考えております。以上です。
0:43:43	はい、規制庁使われてそういう意味ではその 61 条のほうで、
0:43:47	施設が基本的なこちらで
0:43:51	電力さんも含めて書いているので、こちらで管理していきますという話で、
0:43:58	特に送り状はその間の経緯を踏まえて、
0:44:05	当該の
0:44:06	への影響がないように移管しますというのを出して、
0:44:11	形になるという理解でよろしいですか。
0:44:17	中部電力浜岡の山本です。はい、その通りでございます。以上です。
0:44:24	はい。
0:44:26	ちょっとそれと関連してたんですけれども、61 ページ目のほうで、
0:44:32	地震火災も、
0:44:34	今回性能維持施設というふうに
0:44:38	※の溶解られているんですが、
0:44:43	そもそもその実施とか火災時のその確認の対象っていうのが本当にすごいちっ説明だけでいいのかっていうのは、
0:44:52	私ちょっと疑問に思っているんですが、
0:44:55	この考え方で、
0:44:58	実際の運用として、その地震とか火災時があった場合、
0:45:03	すみません、施設しか、いずれも確認していないのか、それともより広く、
0:45:09	原子力施設を確認しているのかという。
0:45:13	あたり、ちょっと教えていただけますでしょうか。
0:45:21	中部電力浜岡の山本です。第 23 条の範囲なんですけれども、その別紙 C のところですね等見ていただくと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:37	こちらの情報といたしまして地震または火災のときの発生によつての対応ということで 2 項のところに速記かつ消火活動のための体制の整備としてつていうの事故次の靴措置を講じるという記載がありまして
0:45:54	(4) 番ですね、廃止措置工事課長は第 21 号、
0:45:59	表に定める巡視により、火災発生の有無を確認するつていう記載がございます。あとへと地震に関しましてはあともう括弧 5 のところに記載がございますて、
0:46:14	実際にここに今回名称変更しました等※2 のところにつきましては性能維持施設の通り、
0:46:26	その下部の確認が要求されているんですけども、火災等をきたさですね、実際には巡視点検によつてそつと以外の施設についても確認をすることになっております。
0:46:41	うん。
0:46:43	以上です。
0:46:48	はい。
0:46:51	規制庁ツカベですね、ちょっとわからないところがあったんですけど、余別ページの
0:46:58	変更前のところと、
0:47:01	23 条のほうがいいというのは、62 条引いて、
0:47:05	先ほど議長ではその可燃物の話とかもわかれているので、
0:47:12	延びることになるのかなと思うんですけど、今回狭い実績施設に限ってしまうと、その部分が、
0:47:20	外れたように考えてしまうんですけど。
0:47:23	これは外れない βφ溝
0:47:31	中部電力浜岡の山本でございます。この第 23 条の震度 5 弱、第 23 条の(1)の当た震度 5 弱以上の地震が観測された場合にも原子炉施設の損傷の有無の確認の範囲といたしましては
0:47:51	要求がありますので、性能維持施設について、どここの要求に従つて確認をしますと、それ以外の通せ施設につきましても先ほど言われました。今回のもともとの第 62 条の範囲での設備で
0:48:09	今回外れた設備等につきましては、先ほど説明しました通り、火線発生有無等含めて、
0:48:23	実際に確認をしているという形になります。こちらの要求としては、地震が発生したときの現実そうな損傷の有無つていう意味で言うと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:36	これまでもちょっと狭い範囲になってる点なんですけども、実際には来その他の設備を見ておりますので、範囲としては変わらないということでございます。以上です。
0:48:51	はい、規制庁ツカベですね、その基もとに計算とってもっと一般的な形で、
0:48:58	不合格にするかっていうのは当然歌舞伎傾向で定まっていると思うんですが、
0:49:03	それを浅部一節
0:49:06	限定しますということが、
0:49:09	本当に正しいことなんでしょうか。
0:49:14	なんですけど。
0:49:58	。
0:49:59	中部電力浜岡のヤマモトですけれども、班員つきます。実際確認する範囲につきましては先ほど説明した通り進め変わってないとかのこの図、第 23 条の(1)の範囲としましては、
0:50:19	その 60 人定める設置廃止措置対象施設から今回の廃止措置計画で定める性能維持施設のときに、減ってはいるんですが、実際には確認する範囲として減っ変わってはないんですけども、
0:50:37	それんについて、
0:50:44	ちょっとほかの施設。
0:50:47	もう書く必要があるかというご質問。
0:50:50	ということでよろしいですか。
0:50:53	規制庁、
0:50:54	皆さんの考え方を教えていただきたいということなんです。
0:51:21	大きな問題にする中部電力浜岡の山本でございます。考え方なんですけれども、こちらは第 23 条はですね、条文を読みますと、各課長は地震または抑えが発生した場合は次の措置を講じるとともにその結果を所長及び排出し、
0:51:41	審査に報告するという記載になっております。なので、実際に確認の範囲としては先ほど言ったようにこれまでと変わらないんですが報告という対象といたしましては、維持すべき原子力施設という範囲で報告をすると。
0:52:01	いう形になります。
0:52:11	はい。特設使われてそれではその変更前から、
0:52:15	ある程度限定はしていたので、
0:52:20	引き続きそれに基づいて確認しますという
0:52:24	御説明ではわかったんですが、
0:52:28	条文の文書管理というのはそれなりに意味を持つことなので、
0:52:36	ちょっと個人的なあれになってしまうんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:40	現行では元金でしょうかというふうに思います。
0:52:45	ですから以上です。
0:52:48	規制庁のミキヤですけれども、おかしいことは私もちょっと疑問に思っております、
0:52:55	先ほど 62 条で言えば、タービンの潤滑油のところもありましたけれどもそれ以外にも供用終了した。
0:53:04	内部、
0:53:06	人か。
0:53:07	あとはその他の安全上重要な設備とか、要はこういった記載がある性能維持施設以外でのものがあって、
0:53:16	それが今回同じ程度に確認はする例えば火災時の確認はするってということなんですけども、多分この保安規定上はもうそれは全く読めなくて、
0:53:28	下部規定なりで、多分対象施設自主的には確認していくっていう話ではないかなあと理解してますが、その説明をまずちょっときちんといただけないかなと思うんですが、確認をするというのは、
0:53:44	自主的にも含めて確認をするというだけの時その自主的な確認保安規定の確認も一緒だってそういう御説明ですか。
0:54:01	はい。
0:54:04	中部電力浜岡の山本でございます。先ほどのもととの配送計画の中で性能施設である添付の 6 に書かれているのは今回本文の 6 に移動した中でも外れたせ、
0:54:22	スズキとの審査基準に照らして外したものがああるんですけども、先ほど出ました旅の潤滑油の関係とかですね、
0:54:34	なかなかお粗末今回外れた設備につきましては、スズキのいたす外してですけども、実際に
0:54:48	報告も震度 5 弱 5 弱以上の地震が観測された場合の報告範囲いいから報告範囲としましてはこれまでのハイカラ変わっておりません。
0:55:05	が実際にそれらの設備は、この保安規定のこの条文では見えないんですけども、
0:55:15	実際に発生した踏ま火災が発生した等の確認としましては、通常の他と重視の範囲Aを確認することになっておりますので、すべて基本的に確認することになりますので、じゃあ実際にじゃあそちらの報告等を、今の報告とか損傷の報告とはどうするのかという。
0:55:35	別の、先ほどの押されたようにも別の具体的等事故故障発生非常災害等の対策指針というものがあありまして、そちらの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:47	一方で、時、地震の災害とかの点検等を定めてますので、コマースさらに手引きとかで詳細に決めて報告するという形になっております。以上です。
0:56:02	はい、規制庁のミキヤです。そうしますとちょっと今の説明でも十分理解ができていないんですが、
0:56:11	まずこの 23 条の報告するというその対象については、
0:56:19	少なくなりますと、
0:56:22	タービン潤滑油防火性能維持施設から外れたものの、
0:56:28	は報告対象になりますが、
0:56:31	確認する。
0:56:34	対象物としては対象としては保安規定のほかの条文に引っかけて読めるなり、ほかの規定で読めるので。
0:56:45	確認作業は行いますと、
0:56:49	いう趣旨の御説明があったと理解していいですか。
0:57:24	今、中部電力浜岡ヤマモトでございます。
0:57:31	ここで 23 条でいう報告とし、
0:57:37	しましては先ほどおっしゃられたようにも性能が維持すべき原子炉施設という範囲が変更前に比べて設立すると減っているので、それにここで言うところの報告対象としては減っております。
0:57:55	ですが、それぞれ以外に、の設備については、通す。その後のいかれる第 2 項ですね、の(4)のところにある通り、22 条で定めています巡視の
0:58:14	内容について火災の有無の確認をするというところでもって等の設備の点検巡視のほうで確認をしていくという形になりますので、
0:58:27	ここで報告の範囲は確かに今のスズキ設備の見直しで減ってますので、減るんですが、他の設備っていうところに関しては
0:58:43	見ることになってますので、変更はないと思っているんですけども、以上です。規制庁ミキヤです。ちょっと今手元にすいません元本ないんで確認なんですけど、21 条で何か異常があった場合、
0:58:59	そちら何か報告義務が入ってますか、要は今回対象外となったのが 23 条のほうでは例えば火災が起きていても、この 23 条に基づいた報告はしなくてもいいわけですね性能維持施設以外のものは、
0:59:14	そのほかはまあ 20 条のほうで読めるということであれば 20 条のほうで何か異常があったときの対応っていうのが定めてあったかなという確認なんですけど。
0:59:32	もう 1 点。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:34	中部電力浜岡の山本でございます系統第 20 条の 10 ページの項目なんですけれども、こちらに書かれていることとしましては、注意会場廃止措置対象施設を充実するという記載がありまして、これについて、
0:59:53	こちらの第 23 時間かかるというように、ほぼ報告するというような記載はかかるっていうふうに思います 1000 以上です。はい、規制庁のミキヤですか。ちょっとその点はわかりました。じゃあ、
1:00:09	今すいません今の話、定期的な巡視というのがこの火災時の
1:00:14	確認というのとそれイコールになるのでしょうか。芳川支店でしょうか。
1:00:22	新たな質問になっちゃうんですけど。
1:00:44	はい。
1:00:45	中部電力浜岡ヤマモトでございます。すいませんもう 1 回
1:00:49	質問内容を教えていただきたいんですが、規制庁のミキヤですけれども、先ほど 23 条の対象確認対象設備から漏れたものかどうか、外された。
1:01:04	タービン潤滑油とかの他の設備については 20 条のほうで火災が発生したときの確認が取れるから同等の確認をすることができるっていうご説明だったと理解してるんですけども、今、
1:01:19	一つ前に口頭で御回答いただいた 20 条の条文で単なる定期的な巡視に過ぎないかなあと思ったんですけども、
1:01:29	その 20 条の規定を持って、その他の設備は火災時の
1:01:34	確認ができるのでしょうか。
1:02:04	中部電力浜岡のヤマモトでございます。
1:02:09	まず融資についてなんですが、先ほども説明させていただいたんですけども、
1:02:17	20 条については通常原資についての頻度が書かれておりましてね、第 23 条の 2 項の初期消火活動のための体制の整備と設備の措置を講じるの(4)番ですね。
1:02:33	こちらにつきましてはこちらの記載に第 20 条に定める巡視により提案ですけど、これはこの 10 事例を捨てる範囲のことを言ってます、その範囲について、この事象が起きた場合は、火災の発生の有無を確認するという記載になっておりますので、通常第 10 条の 10 している範囲について、
1:02:53	まして、文化財の確認することとでございます。
1:02:58	はい今の御説明はわかりました。それ(5)番の地震時のほうに行くと 20 条は関係なくなると。
1:03:06	ということですかね。
1:03:09	火災の方はわかりました。
1:03:13	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:15	中部電力浜岡ヤマモトでございます。過去、過去 5 番の地震Gにつきまして、第 20 条に定める巡視の範囲と書かれておりませんので、ちょっとこちらに関しては、
1:03:32	性能の発電所内のEsべき低減し、
1:03:37	増設
1:03:40	班員となっております。はい、わかりました。
1:03:43	ありがとうございます。
1:03:50	書きちゃうと、
1:04:07	規制庁のミキヤです。ちょっとじゃあ別なところ、12 条のところで一つ教えていただきたかったのが、
1:04:15	この範囲に係る評価って一番右の欄に書いてあるんですけども、
1:04:21	圧力容器が
1:04:23	今回除外しますと、
1:04:26	で、その後ろのほうに年度内に計画している工事を実施するためには重要終了の手続きが必要となるってあるんですけども、
1:04:37	桑迫の手続き的具体的にどういう手続きがちょっと教えていただけますか。
1:04:43	社内的な手続き。
1:04:44	いいですか。
1:04:48	という
1:04:50	はい。
1:04:51	中部電力浜岡の山本でございます。曳馬汚染、
1:04:58	除去工事をやるにあたって、供用終了する場合の手続きですけども、社内で実施する和解の手続きキーとなっております。
1:05:12	その横そうしますとか、
1:05:14	属性を確保する。
1:05:16	っていうのは社内的に、
1:05:18	連続性を担保する必要があるんで、こういうふうに書いてますという理解ですね、何か規制上の何か手続きがあって、その連続性がそういう話ではないという理解でいいですか。
1:05:32	はい。
1:05:33	中部電力浜岡の山本です。はい、おっしゃる通りでございます、今回今申請中のこの変更土地の今の途中で認可されてしまいますと、途中で
1:05:53	今までずっとやって作業員以下中断せ供用終了の手続きを挟まなければいけないということになってしまいますので、ただし書きとして、このPOSここの今ま

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	でやったプロセスの連続性を確保するという意味で記載を追加したものでございます。
1:06:11	ます。以上です。
1:06:28	わかりました後、規制庁のミキヤず、もう１点その下にあります。
1:06:34	廃止措置計画で定める…ってあって、
1:06:39	ここで使用の集う仕様の都度対象となるプロセスに低機能確認するものとあるんですけども、
1:06:52	これは要は
1:06:53	性能維持施設から除外されたものがもう
1:07:00	廃止措置上は要らなくなるよと。
1:07:02	それから使用人対象となるプロセスにて機能確認済もまだ、例えば第一段階で使っていた性能維持施設、もう
1:07:12	第二段階でワースト。
1:07:15	いらなくなって、
1:07:17	第３段階ではまた性能維持施設にするとかそういうイメージなんですか、ちょっと施設説明の意味合いを教えていただきたいんですけど。
1:07:44	この中で、
1:07:46	中部電力浜岡の山本でございます系統、こちらの仕様の都度対象となる本設にて機能確認するというものにつきましては、
1:07:57	そうおっしゃられたようにですね、実際に例えば工事をやるにあたって、再び等使用するという事になった場合は、その工事の中で、
1:08:13	必要なの。
1:08:15	プロセスという機能をし、
1:08:18	を確認して使用するという意味での記載でございます。以上です。
1:08:29	規制庁のミキヤです。この説明はどこに対する説明、左側の
1:08:37	保安規定でいうとどこに対する説明ですか。
1:08:41	何々を説明してるんでしょう。
1:08:44	政令の多い施設から除外される設備って規定上ないですよ。
1:08:55	1、
1:08:56	中部電力浜岡の山本でございます。こちらの記載なんですけれども、
1:09:02	先ほどから何度か出ている＊２の毎月原子炉施設等は発生の廃止措置計画で定める性能維持施設Ⅱ－Ⅰという今回記載を変えたんですけども。
1:09:19	もともとの第 62 条に定める廃措置対象施設から外れたものがあるんですけどそれについて、そういうものをどういふものなんでっていう意味の、こちら説明の記載になって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:36	おります。以上です。規制庁のミキヤです。わかりました。そうしますと、具体的にはどれですか。
1:09:43	62 条で言いますと、
1:09:56	はい。
1:09:58	中部電力浜岡の山本でございます。説明資料の 5 ページにですね、今回廃止措置計画の変更で防除まあ除外したものの表も新たに追加したんですけども、あそこを書いてあるの中で
1:10:15	クレーンであったり、この中でとまっクレーンになるんですが、クレーンを再使うような場合は、使う前に来所定の確認点検等、
1:10:31	した上で使うという意味での記載になります。以上です。
1:10:36	はい、規制庁のミキヤです。そうしますと塗装クレーンというのをまた再び使うときは、性能維持施設として変更認可を取ってから使うと、そういう理解でよろしいですか。
1:10:50	本部の話かもしれませんけど。
1:10:53	90、
1:10:55	中部電力浜岡の山本でございます。通ず再度使うことになった場合はあの工事の中でその手順等を決めましてその中で本格的に必要な確認をして使うことを考えております。以上です。
1:11:15	規制庁のミキヤですね、一応確認ですが性能維持施設としてではなくって、
1:11:22	工事の中で何らか社内的な手続きを経て使うと、そういうことですね。
1:11:31	中部電力浜岡ヤマモトでございます。これまでは性能維持施設側に入ったんですけども、そこからその他みずから定める設備として管理していくということでございます。
1:11:46	はい、施設のミキヤです。わかりましたそうですね。そういう意味ではこれは、
1:11:50	もともと特例なんか他のプラントも含めて今性能維持施設に入れてないから外すということですので、
1:11:58	もともと水使わなくなったから性能維持施設としては半数というものとは違うというので理解しました。
1:12:10	はい、わかりました。結構その他何かございますか。
1:12:17	規制庁不フジモリですけど、最初参加してないんで説明あったかもしれないんですけども、別紙の 4 分の 1 のところの第十二条の最初のところの
1:12:34	研修圧力容器とプールの機能維持した上でっていう記載なんですけども。
1:12:42	機能と、
1:12:44	というのは、それぞれ何何段の機能を維持しつつ、
1:12:49	てるんですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:54	中部電力浜岡の山本でございます。Gellerですけれども、人しろ圧力容器につきましては、別途除染の当行で使うということで水を張りますので、
1:13:07	漏えい防止の機能が必要であると考えております。もう一つの使用済み燃料使用済み燃料プール貯蔵プールにつきましては記載をしたんですけれどもちょっとさっきすいません説明させていただいたんですが、
1:13:26	ご専門撤去工事をですね行う予定がないので補正で削除を経営層土いたします。以上です。
1:13:37	規制庁フジモリですけれども、その漏えい防止機能というのは、そもそもの圧力容器の機能の配布廃止措置対象維持管理設備のときから、その機能としては、
1:13:54	ですからなかったんですか。
1:14:00	中部電力浜岡の山本でございます。もともと漏えいの防止機能といたしましたもともとあったものでございます。
1:14:13	とりあえず説明はわかりましたか。説明資料上今言われた。
1:14:24	昨日、
1:14:26	というのがわかるように書いてもらいたいんですけど、この
1:14:32	3 ページ目辺りですかね。
1:14:41	中部電力浜岡の山本でございます。拝承いたしました説明資料 3 ページの大硫 2 条のところに機能についても記載を追加いたします。水、公式のでしたっけ。それが明確になるように記載をお願いします。
1:15:03	中部電力浜岡の山本です。はい、わかりました。
1:15:24	規制庁、ツカベてすいません説明資料、パワポ資料の 1 ページ目で人繰り上がったっていうんで。
1:15:32	ですが、今回クリア合体 3 建屋を
1:15:36	増設されて測定能力を上げますということなんですが、これはもともとのクリアランス 3 日を受けた。
1:15:45	内容
1:15:48	上どういう扱いになってもともとその能力が
1:15:53	特段規定されているわけではなく、
1:15:57	もうあれなので、
1:15:59	今回の
1:16:01	御説明っていうのは、クレハ志賀のほうには特段影響しませんという。
1:16:07	ここよろしいのか。
1:16:09	整理いただけますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:13	中部電力浜岡の山本でございます。今回の第 3 建屋の設置ですけれども、特例ダンス認可申請で言うところの測定エリアに該当するということでその範囲外での
1:16:29	追加でございますのでそちらの変更はないと考えております。
1:16:38	はい。
1:16:40	昨日第
1:16:43	それはなくなって、
1:16:45	影響しないということでよろしいでしょうか。
1:16:51	中部電力浜岡ヤマモトでございます。そちらのほうも影響はないと考えております。以上です。
1:16:59	規制庁ツカベです。
1:17:01	はい、わかりました。
1:17:03	で、
1:17:04	クリアランス 3 日の
1:17:06	不足や、こういう話ってのは、
1:17:09	それ、
1:17:11	できるでしょう。
1:17:18	一方、
1:17:19	中部電力浜岡の山本でございます。きちっとこのエリアのことにつきましては事前に話はしております。以上です。
1:17:41	規制庁ミキヤです。そのロッカーなれば、
1:17:46	それで、ヒアリングは終わりたいと思いますが、中国が中部電力さんから何かございますか。
1:18:01	。
1:18:02	一部電力のマツオカです。こちらナガナワでございます。
1:18:08	はい。
1:18:09	ではこれでヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:18:15	わかりました。
1:18:16	ありがとうございました。当然ました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。